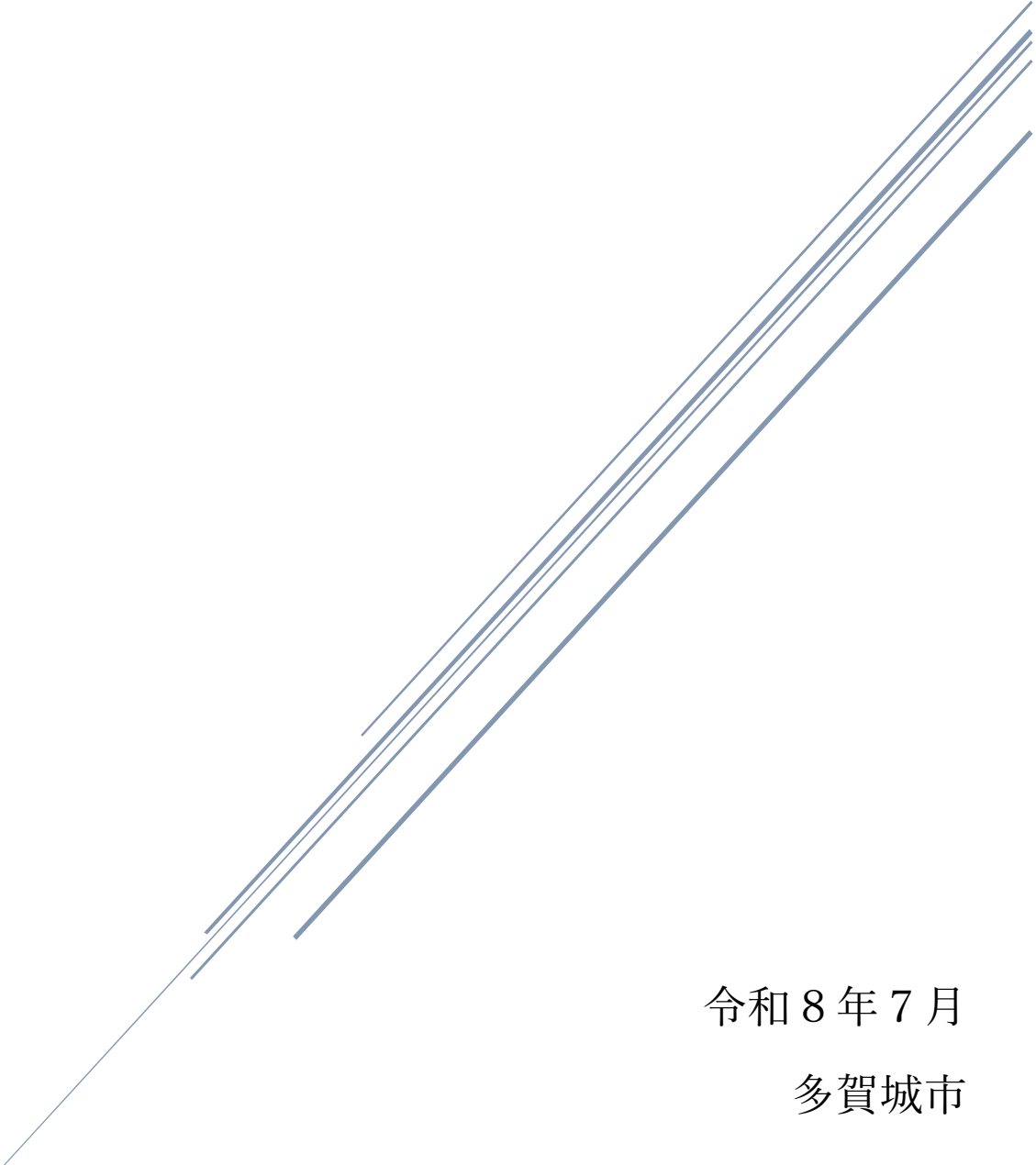


多賀城市地域活動支援センター事業業務

委託事業者 募集要領



令和8年7月

多賀城市

目次

1. 募集の趣旨	1
2. 業務内容	1
3. 予算上限額	1
4. 委託料の支払方法	1
5. 企画提案（プロポーザル）参加資格	1
6. 応募の抹消	2
7. 受託候補者募集要領等の掲載	2
8. 施設見学会	3
9. 募集要領等の内容に関する質問の受付及び回答	3
10. 参加表明書等の提出 提出書類 1 部.....	4
11. 企画提案書等の提出に関する質問の受付及び回答	4
12. 企画提案書等の提出 提出書類 2 部（正本＋副本）	5
13. ヒアリング審査会	6
14. 選定審査について	7
15. 契約の優先交渉権者の決定と契約の締結	8
16. その他	9
17. スケジュール	9

18. 資料及び様式、提出書類の体裁	9
19. 問合せ先及び各種書類の提出先	10

1 募集の趣旨

地域活動支援センター事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）に基づく地域生活支援事業として、障害のある方等が、地域社会の一員として自立した生活を送ることを促進する目的で実施する事業である。

本事業の利用者は、主に精神障害者であることから、医療・福祉における専門的知識や経験が求められる他、利用者に提供するプログラムには優れた企画力が必要となる。

また、本事業には精神保健福祉士等の専門職員の配置が必須となり、安定的かつ適正な業務履行を確保するためには、障害福祉に関する専門的な知識の他、人員の確保を含めた十分な体制の確保が重要である。

これらの内容に対応できる最適な運営事業者を選定するために、企画提案（プロポーザル）方式による事業者選考を実施する。

2 業務内容

- (1) 業 務 名：令和9年度多賀城市地域活動支援センター事業業務
- (2) 業務内容：別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 実施場所：多賀城市鶴ヶ谷二丁目15番11号
- (4) 委託期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）
（なお、契約締結日から令和9年3月31日までは、業務の実施に向けた業務準備及び引継ぎを行うものとする）

3 予算上限額

本業務委託の予算上限額を40,500,000円以内とする。

内 訳	令和9年度	13,500,000円
	令和10年度	13,500,000円
	令和11年度	15,500,000円

※消費税法（昭和63年法律第108号）別表第二第7号ロ規定により非課税

4 委託料の支払方法

各年度、四半期ごとの均等分割払いとする。

5 企画提案（プロポーザル）参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 仕様書に定める委託業務の実施体制を整備できること。

- (3) 令和9年4月1日から運営を開始できること。(引継ぎ期間あり)
- (4) 障害者総合支援法第50条の規定による指定の取消を受けていないこと。
また、同法に規定する罰則規定の適用を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 応募事業者の役員等で、破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (8) 多賀城市による建設工事請負業者等指名停止措置又は指名保留措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者。
- (9) 多賀城市による暴力団排除に関する措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者。
- (10) 募集開始日から起算して、前2年以内に電子交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続き開始の申立てを開始した者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続き開始決定がなされている者。
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続き開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続き開始決定がなされている者。
- (13) 多賀城市に課税客体のあるものにあつては、市税の滞納がない者。
- (14) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者。
- (15) 過去2年間(令和6年度から令和7年度までの期間)に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があり、かつ、応募日現在に運営していること。

6 応募の抹消

応募した事業者が応募受付の締切日から選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、選考審査の対象から除外する。

- (1) 提出期間内にすべての応募書類が提出されなかった場合
- (2) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

7 受託候補者募集要領等の掲載

本事業の募集要領等に係る各種様式・資料の掲載を次のとおり実施する。

掲載場所	多賀城市ホームページに掲載（各自ダウンロードのこと。）
掲載期間	令和8年8月17日（月）午前9時00分から 10月 2日（金）午後4時30分まで

8 施設見学会

以下の日時に施設見学会を開催します。※参加は必須ではありません。

受付期間	令和8年8月17日（月）午前9時00分から 9月 1日（火）午後4時30分まで
受付方法	電子メールにて申し込みを行うこと。 件名は「多賀城市地域活動支援センター施設見学会申込み（法人名）」とし、下記の内容を本文に記載すること。 【記載事項】 ・法人名 ・申込者氏名 ・参加希望人数 ・連絡先（電話番号、メールアドレス）
開催日時	令和8年9月3日（木） 午前10時00分から午前11時00分まで
場 所	多賀城市地域活動支援センター「コスモスホール」 〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷二丁目15番11号

9 募集要領等の内容に関する質問の受付及び回答

募集要領等の内容に関する質問を、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和8年8月17日（月）午前9時00分から 9月11日（金）午後4時30分まで
受付方法	質問書（様式第2号）に記入の上、電子メールにて提出すること。 件名は「令和9年度多賀城市地域活動支援センター事業業務に係る問合せ（法人名）」とすること。 なお、質問書提出後、質問書の到達確認を電話により行うこと。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
送付先	多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎4階） 電子メール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp
回答方法	質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、多賀城市ホームページに掲載する。

1 0 参加表明書等の提出

(1) 参加希望者は、以下のとおり書類を各 1 部提出すること。

提出方法	窓口持参（郵送不可） ※来庁前に事前に連絡すること。持参は代理人でも可。
受付期間	令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午前 9 時 0 0 分から 1 0 月 2 日（金）午後 4 時 3 0 分まで
提出書類	次の書類を各 1 部提出すること。 ア 企画提案（プロポーザル）参加表明書（様式第 1 号） イ 法人の登記事項証明書 ウ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書又は領収書（直近 1 年分の写し） エ 市税の納税完納証明書または、それに類する書類（応募申込み日以前、3 か月以内に発行されたもの）
提出先	多賀城市中央二丁目 1 番 1 号 多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎 4 階）

(2) 参加表明受付期間終了後、参加表明のあった者について参加資格審査を行い、その結果を通知します。また、参加資格を満たした者には、企画提案等の提出を要請します。

1 1 企画提案書等の提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書等の提出に関する質問を、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和 8 年 1 0 月 7 日（水）午前 9 時 0 0 分から 1 0 月 1 6 日（金）午後 4 時 3 0 分まで
受付方法	質問書（様式第 2 号）に記入の上、電子メールにて提出すること。 件名は「多賀城市地域活動支援センター運営業務に係る問合せ（法人名）」とすること。 なお、質問書提出後、質問書の到達確認を電話により行うこと。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
送付先	多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎 4 階） 電子メール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp
回答方法	質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、多賀城市ホームページに掲載する。

1 2 企画提案書等の提出

参加者は、仕様書等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案等により提案するものとする。企画提案は1法人につき1件とし、以下の書類を提出することとする。

(1) 提出書類（正本1部、副本1部（副本は写し可））

- ア 企画提案書（様式第8号）
- イ 法人の概要（様式第3号－1）
- ウ 法人の事業実績の概要（様式第3号－2）
- エ 定款、寄付行為等、規約その他これに類する書類
- オ 法人の財務状況に関する書類（直近3年分の損益計算書及び貸借対照表等）
- カ 市税の納税完納証明書又は、それに類する書類（直近3か月以内に取得した原本）
- キ 予定人員配置及び従業員名簿（様式第3号－3）
- ク 配置予定職員経歴書（様式第3号－4）及び資格証の写し
- ケ 多賀城市地域活動支援センター事業運営に関する事項（収支計画・開設日程）（様式第4号）
- コ 多賀城市地域活動支援センター事業提案に関する事項 1（様式5号－1）
- サ 多賀城市地域活動支援センター事業提案に関する事項 2（様式5号－2）
- シ 多賀城市地域活動支援センター事業提案に関する事項 3（様式5号－3）
- ス 参考見積書（様式第6号）

※書類提出時には、仕様書に定める人員を確保できないが、委託事業者として決定した後に、不足する人員の確保を予定している場合「キ 予定人員配置及び従業員名簿（様式第3号－3）」に、人員確保のための計画、手段等が分かる書類を添付すること。

(2) 留意事項

- ア 提出書類は、正本1部、副本1部（副本は写し可）とする。
- イ 提出書類の体裁は、「1 8 資料及び様式、提出書類の体裁」のとおりとする。
- ウ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- エ 提出された書類は、軽微なものを除き変更することができない。
- オ 提出された書類は、返却しない。
- カ 申込みを取り下げの場合は、参加辞退届出書（様式第7号）を提出す

ること。また、申込みの提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も同様とする。

キ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類の内容に虚偽の記載があった場合。
- ・選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ・本要領に違反すると認められる行為があった場合。
- ・見積書に記載された金額が、上限額を上回っている提案。

提出方法	窓口持参 ※来庁前に事前に連絡すること。持参は代理人でも可。
受付期間	令和8年10月 7日（水）午前9時00分から 10月30日（金）午後4時30分まで
提出先	多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎4階）

1.3 ヒアリング審査会

(1) 提出された企画提案について、次のとおり提案者へヒアリング（審査員による質疑を含む。）を行う。（時間等の詳細は、別途通知する。）

なお、企画提案書の提案者が多数いた場合には、内容の審査を行い、ヒアリング参加者を選定し、通知する。

※プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度。

※説明のための簡易な追加資料（パワーポイント資料等）については、使用・配布を認める。

※「1.2 選定審査について」の審査の視点に基づき、説明すること。

開催日時	令和8年12月17日（木）実施予定 時間未定 ※詳細は、別途通知する。
場 所	未定

(2) ヒアリングを欠席するとともに、企画提案（プロポーザル）の参加を取りやめようとする者は、ヒアリング実施日前日の午後5時までに、参加辞退届出書（様式第7号）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限まで必着のこと。）で提出すること。

(3) ヒアリングを欠席した者は、企画提案（プロポーザル）を辞退したものとみなす。

1.4 選定審査について

(1) 審査は、市が設置する「多賀城市地域活動支援センター事業運営委託事業者選定委員会」において、受託候補者選定基準に基づき、審査項目ごとに企画提案書及びヒアリングを総合的に審査し、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定する。

(2) 審査項目

項目	審査の視点
① 応募事業者に関する事項（法人等）	
ア 経営の安定性	決算書の収支状況等により、経営状態が安定していると認められるか。
イ 社会福祉事業等の実績	社会福祉事業及び保健医療や障害福祉サービスについて、本市又は他市町村においての実績があるか。
ウ 適正な人員配置の確保	仕様で定められた人員の必要数を確保し、精神保健福祉士等の専門職を配置しているか。
②運営計画等に関する事項	
ア 収支計画	収支計画の安定性・計画性があり、経費内訳や積算根拠が明確であるか。
イ 業務実施スケジュール	仕様書に定める業務の実施にあたり、準備期間も含め具体的かつ現実的で、業務を確実に履行できるスケジュールが組まれているか。
③事業提案に関する事項	
ア 応募の動機	センターの運営に対して具体的な動機及び強い意欲が認められるか。
イ 業務実施計画の具体性	仕様書に定める業務の実施にあたり、営業日、営業時間等が具体的かつ適正に計画されているか。
ウ 基礎的事業について	精神障害者等のニーズを的確に捉え、居場所の提供・プログラム活動が具体的かつ効果的に設計されているか。
エ 医療機関との連携体制について	精神科医療機関・訪問看護との連携が制度的・実務的に確立され、三者間での情報共有・支援体制が継続的に機能することが見込まれるか。

オ 機能強化事業について	普及啓発やボランティア育成の目的が明確に設定されており、計画的な実施が見込まれるか。
カ 相談支援について	精神障害者やその家族への支援が体系的に行われているか。また医療、福祉、その他関係機関との連携が取れているか。
キ 個人情報の保護に関する考え方と対応策	個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関して、その対応策が具体的かつ適正であるか。
ク 欠員が生じた場合の対応	欠員や業務量の変動が生じた場合の対応について、具体的かつ現実的な方法が示されているか。
ケ 人材育成に関する取組み	職員の資質向上に向けての取組み及びチームアプローチの考えが具体的に示されているか。
④見積金額に関する事項	
ア 見積り金額	見積り金額は適正か。

(3) 受託候補者の選定

審査会での結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。審査の結果、合計が10分の6に満たない場合は、該当者なしとする。

なお、最高得点者が2者以上あった場合は、事業提案に関する事項の合計点の高い方の事業者を選定する。事業提案に関する事項の合計点が同点の場合は、見積金額が低い方の事業者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して審査終了後、書面にて通知する。

15 契約の優先交渉権者の決定と契約の締結

受託候補者に選定された者は、契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等のやむを得ない事情により契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

受託候補者と本市は、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）による所定の手続きを経て、業務委託契約を締結するものとする。

1 6 その他

- (1) 企画提案書の作成、その他企画提案の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 応募状況等の問合せには、一切応じない。
- (3) 提出された書類は、事業者選定目的以外で使用されることは無い。
ただし、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）の公開の対象となる。

1 7 スケジュール

	事務等	日程・締め切り
1	実施要領の公表・配布期間	令和8年 8月17日（月）から 10月 2日（金）まで
2	施設見学会の受付期間	8月17日（月）から 9月 1日（火）まで
3	施設見学会	9月 3日（木）
4	募集要領等の内容に関する 質問の受付	8月17日（月）から 9月11日（金）まで
5	募集要領等の内容に関する 質問への回答	8月17日（月）から 9月18日（金）まで
6	参加表明書の受付期間	8月17日（月）から 10月 2日（金）まで
7	参加資格審査の結果通知	10月初旬予定
8	企画提案書等の内容に関する 質問の受付	10月 7日（水）から 10月16日（金）まで
9	企画提案書等の内容に関する 質問への回答	10月 7日（水）から 10月23日（金）まで
10	企画提案書等の受付期間	10月 7日（水）から 10月30日（金）まで
11	ヒアリング審査会	12月17日（木）
12	審査結果の通知	12月下旬
13	審査結果の公表	12月下旬
14	契約締結日（予定）	令和9年 1月上旬頃
15	業務引継ぎ期間	3月中
16	委託業務開始	4月 1日（木）

1 8 資料及び様式、提出書類の体裁

(1) この企画提案（プロポーザル）に関する資料及び様式等は、以下の表のとおり多賀城市ホームページに掲載する。

様式第 1 号	企画提案（プロポーザル）参加表明書
様式第 2 号	質問書
様式第 3 号－ 1	法人の概要
様式第 3 号－ 2	法人の事業実績の概要
様式第 3 号－ 3	予定人員配置及び従業員予定職員名簿
様式第 3 号－ 4	配置予定職員経歴書
様式第 4 号	多賀城市地域活動支援センター事業業務運営に関する事項（収支計画・開設日程）
様式第 5 号－ 1	多賀城市地域活動支援センター事業業務提案に関する事項 1
様式第 5 号－ 2	多賀城市地域活動支援センター事業業務提案に関する事項 2
様式第 5 号－ 3	多賀城市地域活動支援センター事業業務提案に関する事項 3
様式第 6 号	参考見積書
様式第 7 号	参加辞退届出書
様式第 8 号	企画提案書

(2) 提出書類の体裁

提出書類は、以下のとおり体裁を整えること。

- ・全体の目次を付ける。
- ・ページ番号を付ける。
- ・項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付ける。
- ・全体をフラットファイル等で綴る。
- ・添付書類で写しを提出する場合、下記の例に従いすべて代表者名による原本証明をすること。（正本のみで可）。

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

法人名 ○○ ○○

代表者名 ○○ ○○ 印

1 9 問合せ先及び各種書類の提出先

多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課
障害福祉係（西庁舎 4 階）

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号

電話：022-368-1478（係直通）

電子メール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp